

# 令和4年 第7回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年7月29日(金) 8時28分 から 9時36分

2. 開催場所 東神楽町役場 3階 委員会室A

3. 出席委員 12名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第4 報告第3号 会長専決による農地法第5条の規定に基づく許可決定について

第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

第7 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

係長 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長	<p>只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、東神楽町農業委員会第7回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は1番目になります。私に続いて朗読願います。1つ、農業委員会は、農業・農業者の代表として誇りと責任ある行動に努めます。ご着席ください。それでは会長からご挨拶をいただきます。</p>
------	---

あいさつ

会長	<p>はい。それでは第7回通算724回総会開催にあたりましてひと言ご挨拶申し上げます。先月の総会はずいぶん私、濃厚者接触疑いということで不本意ではありましたが欠席させていただきました。本当に申し訳ございませんでした。あの後、空港でPCR検査を受け無事陰性ということでしたが、道の規定ということで総会は欠席させていただいたという訳であります。また、本日は麦刈り・水稲防除など大変お忙しい中、全員参加いただきまして誠にありがとうございます。7月12日に上川中央ブロックで研修会がありまして、その中で来年4月施行されます基盤強化法の一部改正ということで、色々説明を受けました。人・農地プラン、今まで名前だけはあるんですけど、なかなか取り組みができなかった訳なんですけれども、これからはきちっと人・農地プランを使って、地域計画を作成しなさいということで、その中で農地バンク事業を実施しましょうと、実施についてはタブレットが必要になりますと、そういうことで非常にしつこく言われまして、まあ以前もタブレットを農業委員2人に1台という話だったので、うちではいらぬねという話しをしていたんですが、どうやら国の方では必ず委員さんにタブレットを持たせると、事務的なものも委員さんにやってもらいたいという主旨でありました。今回、道の補助が出るということで、元々2人で1台だったものを1人1台あたるとなるような形で申請しまして、おそらくですけどもタブレットがあたるのかなと思っています。このタブレットを利用して、現状地図というのを作成してそれを元に目標地図作成というところまで作成をしなければならぬという情勢になってきてまして、非常に事務的なことが増え忙しくなると、タブレットを使用して農業委員会の活動をしなければならぬという状況になりますので、色々時代が変わってきたということで皆様のご理解をいただきながら進めていきたいと思っております。その辺りの細かい説明は、今回は忙しいということですので来月の総会の中で、また改めて事務局の方から細かい説明の方はさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。あと、本日慎重審議よろしく願いいたします。</p>
----	---

会議録署名委員の指名について

会長	<p>それでは日程第1会議録署名委員の指名について、本日は8番安藤委員、9番栗本委員。</p>
----	---

【報告】農業委員会の概況報告について

会長	<p>続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局よりお願いします。</p>
宮原係長	<p>はい。報告第1号。令和4年6月30日以降における農業委員会の概況について報告いたします。</p>

	す。7月12日、旭川トーヨーホテルにて開催されました上川地方農業委員会連合会中央部ブロック会議に小足会長に出席いただきました。以上です。
--	--

【議案】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	続きまして日程第3報告第2号、農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について事務局より報告願います。
宮原係長	はい。今回は、受付番号2100、受付番号2200、受付番号2300、受付番号2400、受付番号2500の5件より報告があがってきております。委員の皆さまにおかれましては、事前配布時にご確認されておられることと思いますが、3ページから5ページにわたり報告内容を掲載しております。形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件等、報告書類を確認させていただきましたが、報告内容記載のとおり農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしているため、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。以上です。

【報告】会長専決による農地法第5条の規定に基づく許可決定について

会長	続きまして日程第4報告第3号、会長専決による農地法第5条の規定に基づく許可決定について事務局より報告願います。
武田主事	はい。会長専決による農地法第5条の規定に基づく許可決定についてご報告いたします。先月6月30日の総会において審議いたしました5条転用許可申請につきまして、今月7月25日、北海道農業会議、札幌で行われました常設審議会において許可相当として回答を得ることができましたので、この度、先月の議案にもあったとおり会長専決にて許可決定し許可書を交付したことを報告いたします。以上です。
会長	こちら報告にかえさせていただきます。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	日程第5議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。今回3件ございまして、いずれも国営に絡んだ解約となっております。5番です。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積22,813㎡。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。解約の成立日につきましては、7月1日。土地の引渡日、7月28日となっております。合意解約で、解約の事由が賃貸契約の整理ため、解約したいということとなっております。当初契約期間、令和元年11月28日から令和6年11月30日までの強化法の解約となります。こちら先ほどご説明したとおり国営工事に係り、借りる地番が増えたために既存契約を一度解約し新規で賃貸をやりなおすものとなっております。続きまして6番です。6番。所在字東神楽。地番〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積7,920㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さんです。解約の成立日につきましては、7月1日。土地の引渡日については、7月28日となっております。こちら合意解約とな

	<p>っております。当初契約期間、平成30年2月27日から令和4年11月30日までの強化法の解約となっております。こちら国営に係る解約となっております。最後7番です。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積18,333㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約成立日、7月1日。土地の引渡日が、7月28日となっております。こちら合意解約で、解約事由が賃借契約の整理ため、解約したいということです。当初契約期間、平成30年3月30日から令和10年3月31日までの強化法の解約となっております。こちら先程と同様、国営の案件となっております。以上です。</p>
会長	<p>農地法第18条第1項に係る許可を受けることを要しないものであることが確認できたため、適法な解約といたします。</p>

【議案】 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

会長	<p>日程第6議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。</p>
武田主事	<p>はい。今回、所有権移転が6件。利用権設定新規案件が7件となっております。所有権移転については、全て公社からの売渡案件となっております。それぞれ公社が農地を買取った後に、耕作者の方へ5年ないし10年貸し付けるものなのですが、そちらが終期を迎え晴れて耕作者に買ってもらおうという案件になります。それぞれの対価の支払期限の見ていただくと、ほとんどが11月以降のものが多いのですが、今回7月総会でなぜ売渡の案件を議決するかと申しますと、ほとんどの方農協の融資を受ける方が多く、農協金融課と相談した中で融資実行日からだいたい3か月くらい前に、利用集積の決定をしてほしいとの相談がありまして、協議した結果、今月7月総会でまず先に利用集積の決定をしておこうということになりまして、この度、議案としてあげることとなりましたのでご了承願います。あと、それぞれ反当価格の記載がありますが、現行の圃場、水張部分と一部合わないところがあります。あくまで参考程度ということで、売買価格の金額こちらが当時、公社が買った金額がそのまま耕作者の方に買ってもらおうということになりますので、問題はございませんので参考程度にということでご了承願います。それではごめんなさい。23番に移ります。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が21,123㎡。売買となつてまして、所有権移転日本日。対価の支払い期限が11月25日までとなっております。売買価格につきましては、3,920,000円。反当価格が、田で222,000円となっております。こちら農用地売渡事業による5年売渡事業となっております。従来の所有者は〇〇さんです。以上です。</p>
会長	<p>担当、蒔田委員。</p>
蒔田委員	<p>はい。いま説明のあったとおりでございます。あと、付け足してですね。〇〇さんにおかれましては、〇〇さんと2人で経営されております。これからも土地を増やして頑張っていきたいという話も聞いております。まだまだ、うちの地区においてもこれからの農業に期待できる方と思っておりますので慎重審議の方、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>只今、担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>

会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして会議規則15条によりまして〇〇委員の退席を求めます。
会長	番号24番。
武田主事	はい。続きまして24番です。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか22筆。総面積が172,147㎡。売買となってまして所有権移転日本日。対価の支払い期限、11月25日までとなっております。売買価格につきましては、22,380,000円。反当価格が、畑で130,000円となっております。こちらも5年売渡となっております、元々の所有者が〇〇となっております。以上です。
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	はい。いま話しのあったとおりでございますが、皆さんもお分かりのとおり〇〇委員はたくさん農地を耕作されておりますが、私も見る限り、農地を適切に管理されている素晴らしい方だと思います。慎重審議の方、よろしくお願いいたします。
会長	只今、担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして番号25番。
武田主事	はい。25番です。議案11ページになります。所有権移転を受ける者〇〇。移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか21筆。総面積が92,633㎡。売買となりまして所有権移転日本日。対価の支払い期限、11月25日となっております。売買価格につきましては、14,450,000円。反当価格については、田で200,000円、畑で100,000円となっております。こちら売渡事業、5年売渡売買となってまして従来の所有者は〇〇さんになります。以上です。
会長	担当、大柿委員。
大柿委員	はい。只今、事務局の方で説明があったとおりでございます。当時、田んぼだったところを〇〇さんが賃貸しておりまして、現在は〇〇という会社を起こしまして代表が〇〇さん。〇〇さんの〇〇でございます。現在も経営は、立派にされておりますし何の問題もないかと思っておりますけれどもよろしくお願いいたします。
会長	それでは、担当委員の説明終わりましたけれど、ご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	では番号26番。
武田主事	はい。26番です。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が28,874㎡。売買となってまして所有権移転日本日。対価の支払い期限が令和5年1月27日となっております。売買価格につきましては、12,180,000円。反当価格、田で450,000円となっております。こちら5年売渡売渡事業となっております、従来の所有者は〇〇さんという方になっております。以上です。
会長	担当、私です。

会長	今、事務局で説明のあったとおりなんですけど、〇〇さんにおかれましては、只今後継者が帰ってきたということで、これから一生懸命やってくれると思いますので、問題ないかと思いきけど慎重審議の方、よろしく願いいたします。
会長	只今、説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして番号27番。
武田主事	所有権移転を受ける者、同じく〇〇さん。移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が23,398㎡。売買となつてまして、所有権移転日本日。対価の支払い期限が、12月20日となっております。売買価格につきましては、9,860,000円。反当価格は、田で450,000円。こちら10年の売渡事業になつてまして、従来の所有の方、〇〇さんとなっております。以上です
会長	担当、島田代理。
島田代理	はい。先ほど事務局から説明あったとおりですが、ちょっと付け加えますと従前の〇〇さん、当時いまの〇〇の〇〇があるところにいらした方で、その人が所有されておりました。10年前に売買となり公社案件となったものでございます。〇〇さんにおかれましては、先ほども説明あったとおりで特に問題ないかと思いきますが慎重審議お願いいたします。
会長	只今、説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号28番。
武田主事	最後になります。28番です。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか4筆。総面積が39,816㎡。売買となつてまして、所有権移転日本日。対価の支払い期限が11月27日までとなっております。売買価格につきましては、8,020,000円。反当価格が、田で252,000円となっております。こちら10年売渡事業の関係で、従来の所有者は〇〇さんという方となっております。以上です。
会長	担当、伊藤委員
伊藤委員	はい。只今、事務局より説明があったとおりでございますが、〇〇君がいま現在、水稻と麦、そしてハウスをやっておりますが、まだ面積に余力があるということで今回の売買にいたっております。価格としましては、田の252,000円。今現在からすると、若干高いように感じますが、本人やる気も買う気もありますので問題ないと思いきますが、慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして番号29番。
武田主事	続きまして、利用権設定の新規案件になります。29番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」。総面積が16,706㎡。

	こちら貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定は、7月29日から令和8年11月30日までの5年間となっております。賃貸料は67,000円。反当価格は4,000円となっております。以上です。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	はい。只今、事務局の方より説明あったとおりでございます。毎年、農地パトロールでこの土地どうしようと見て歩いている川田孝行さんの住宅のまわりの土地になります。こちらの方ですが、実際であれば畑扱いということで5,000円なんですけど、道路から離れた部分に廃棄物がありまして、〇〇さんが片付けるということで反当4,000円ということで、双方納得のうえこの値段になりました。これまで作られていない土地だったんですが、〇〇さん自体も〇〇さんも後継者として頑張っ、増やしたいということでこのような形になりました。慎重審議のほど、よろしくお願いたします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして番号30番。
武田主事	はい。30番、こちらから国営の案件となっております。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が24,210㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期においては、7月29日から令和6年11月30日までの3年間。賃貸料は276,000円。反当価格が14,000円となっております。こちら地番図の14、15ページをご覧いただきたく思います。昨年、令和3年に国営工事があった箇所でありまして、今回借りる地番が増えたために、既存契約解約しまして新規で新しい水張りで賃貸するというものとなっております。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	はい。いま、事務局の説明があったとおりでなんですけど、〇〇さん、家では小松菜・水稲栽培をされています。先日も私と一緒に水稲のドローンをしております。地域としても、これかた頑張ってもらいたい人材であります。何ら問題ないかと思いますが、慎重審議のほどよろしくお願いたします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	番号31番。
武田主事	31番。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が8,173㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期については、7月29日から令和8年11月30日までの5年間。賃貸料が110,000円で、反当価格が15,000円となっております。こちら地番図17、18ページをご覧いただきたいと思ひます。こちら昨年工事があった箇所で、新規で改めて賃貸となった案件であります。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	只今、説明があったとおりでございます。〇〇さんにおかれましては、今年ほとんどの面積が

	<p>国営事業でありまして、見られた方は分かると思うんですが危なかった状況で、春先によくあの状況で田植えができた大変心配しておりましたが、何とか作物なっております。今年1年やっていただければ、その後は問題ないかと思っております。確認は取れていないんですけど、〇〇さんが帰ってきておりまして手伝っております。昨日も防除しておりまして、水菜・小松菜のハウスも更に2棟増やし、経営状態を安定させていこうとやっておられるところでございます。問題ないことと思っておりますので、慎重審議のほどよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。</p>
会長	<p>番号32番。</p>
武田主事	<p>32番です。利用権設定を受ける者、同じく〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」。面積が18,333㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期、7月29日から令和8年11月30日までの5年間。賃貸料が250,000円、反当価格は15,000円となっております。こちら地番図の20、21ページをご覧いただきたいと思いますが、国営工事の関係で1枚の田んぼにつきまして、〇〇さん名義の土地と〇〇でいらっしゃいます〇〇さんの農地がそれぞれ入り組んでいるような状態になってまして、今回水張りが変わっているので〇〇さんと新規で賃貸ということになりましたが、このあと33番で出てきます〇〇さんの賃貸と〇〇さんの賃貸と2つ合わせて、1枚の田んぼが作れるといった案件になってます。以上です。</p>
会長	<p>33番も一緒にしますか。</p>
武田主事	<p>はい。それでは33番も、利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が5,420.30㎡。利用権の設定始期につきましては、7月29日から令和8年11月30日までの5年間。賃貸料は30,000円で、こちらも反当価格は5,000円となっております。こちらは地番図23、24ページをご覧いただきたいと思いますが、〇〇さんが作る田んぼを賃貸するといった案件になっております。以上です。</p>
会長	<p>担当、安藤委員。</p>
安藤委員	<p>はい。事務局の説明があつたとおりですけど、〇〇さんについては先ほど説明させていただきました。1枚の田んぼになったということで、特段問題はないかと思ひます。慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。</p>
会長	<p>番号34番。</p>
武田主事	<p>はい。34番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇外1名。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が1,052㎡。こちら貸借権の設定で使用貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、7月29日から令和13年11月30日までの10年間。賃貸料は、無償となっております。こちら地番図の28、29、30ページをご覧ください。国営工事に係り、もともと農地でなかったところが水の下に沈んでしまったことによる賃貸となっております。水張面積につきましては、農業委員会のシステムに</p>



	より図測で計算し643㎡ということとなりました。面積が少ないので当事者話し合いの結果無償となりました。以上。
安藤委員	事務局から説明のあったとおりでございます。何ら問題ないかと思えます。慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	担当委員の説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
伊藤委員	この部分は換地で処分されるということですね。
会長	はい。そうです。最終的には換地で処分されます。
伊藤委員	それまでは賃貸ということですね。はい。分かりました。
会長	他にご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして番号35番。
武田主事	最後です。35番です。利用権設定を受ける者〇〇さん。利用権設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」。面積が69㎡。こちら貸借権の設定、使用貸借となっております。利用権の設定の始期につきましては、7月29日から令和13年11月30日までの10年間。賃貸料は無償となっております。こちら地番図の32、33ページをご覧ください。こちら先程同様工事により水の底に沈んでしまった元々農地でなかったところがありますので、そちらを面積が小さいため使用貸借、無償で賃貸ということになった案件となります。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	はい。事務局の説明があったとおりでございます。〇〇さんにおかれましても先ほど説明させてもらいました。何ら問題ないかと思えます。慎重審議お願いいたします。
会長	担当委員説明終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

#### 【その他】

会長	続きまして、日程第7その他。事務局よりお願いします。
事務局	①8月総会日程について ②意見書の提出について ③業務日誌について ④総会案内について
会長	他に何かございますか。無ければですね。総会の方、閉じさせていただきたいと思えます。お疲れさまでした。